

2010(平成22)年度 隣保館教養文化活動講座生募集!!

隣保館では町内の皆様と各種講座を通じて相互交流を促進するために教養文化活動の講座生を募集します。お誘い合わせの上、ご参加ください。

※各教室とも受講希望の方は、平成22年5月7日(金)までに隣保館(☎77-1199)へお申し込みください。
定員を超える場合は抽選にて決定します。決定した方には通知をお送りいたします。

講座名 (募集人数)	講座開催日	開始時間	場所	講師
太極拳 (12名)	毎月第1・3火曜日	午後7:00~	教養娯楽室(2F)	岡本裕之先生
水墨画 (10名)	毎月第2・4金曜日	午後7:00~	教養娯楽室(2F)	木内和美先生
パッチワーク (7名)	毎月第2・4火曜日	午後1:30~	教養娯楽室(2F)	松代映子先生
ギター(初級) (20名)	毎月第1・3金曜日	午前10:30~	教養娯楽室(2F)	竹内岩夫先生
ストーンアート (石の亀づくり) (10名)	第2・4月曜日(6月~9月)	午後7:00~	保健衛生室(1F)	関原順子先生
手芸教室 (10名)	毎月第1・3土曜日	午後1:30~	教養娯楽室(2F)	富田里美先生

美波町体験活動施設(モビレージ)指定管理者の募集について

観光交流の拠点施設であるモビレージについて、指定管理をすることと致しましたので、次のとおり指定管理者を募集します。

1、指定管理の対象施設 美波町体験活動施設(美波町山河内字明丸)

2、指定期間 平成22年7月1日から平成27年3月31日まで(4年9ヵ月)

3、応募資格(次の条件を満たす団体に限る)

- (1) 町内に事務所及び事務所を有する法人及びその他の団体であること
- (2) 団体又はその代表者が次の項目に該当しないこと

・法律行為を行う能力を有しない者・破産者で復権を得ない者・地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者・本町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者・地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者・会社更正法並びに民事再生法等の規定により更正又は再生の手続きをしている者・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体・政治団体・宗教団体・本町において指定管理者の指定においてその公正な手続きを妨げる者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合する者・都道府県及び市町村税や法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者など

(詳しくは指定管理者募集要項並びに指定管理運営業務仕様書による)

4、指定管理に係る経費 施設の管理運営経費については施設で行う事業収入により行うこと

5、提出書類 申請に必要な書類は美波町役場総務企画課に備えてあります

6、申請書類の提出先と提出期限 平成22年5月14日(金)午後5時までに美波町役場総務企画課まで

【お問い合わせ先】 役場総務企画課 TEL 77-3611